三　特定法人の総株主等の議決権の過半数を保有している法人及び特定法人が合算してその総株主等の議決権の過半数を保有している法人（特定法人がその総株主等の議決権を保有している場合に限り、第一号に掲げる法人を除く。）

四　特定法人及び前号に掲げる法人が合算してその総株主等の議決権の過半数を保有している法人（特定法人がその総株主等の議決権を保有している場合に限り、第一号に掲げる法人を除く。）

4　第一項第六号イの「親法人等」とは、次のいずれかに該当する法人とする。

一　当該特定多国籍企業がその総株主等の議決権の過半数を保有している法人

二　当該特定多国籍企業の総株主等の議決権の過半数を保有している法人

三　前号に掲げる法人がその総株主等の議決権の過半数を保有している他の法人（当該特定多国籍企業を除く。）

四　当該特定多国籍企業及び前三号に掲げる法人が合算してその総株主等の議決権の過半数を保有している他の法人（当該特定多国籍企業及び前三号に掲げる法人を除く。）

（報告書の提出時期及び手続）

第十六条　法第二十六条第二項の規定による報告は、事業年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した別記様式第二の一による実施状況報告書を提出して行うものとする。［略］

［一～三　略］

［号を削る。］

［2・3　略］

第三十三条から第三十六条まで　削除

［項を削る。］

（報告書の提出時期及び手続）

第十六条　［同上］

［一～三　同上］

四　統括事業を実施する法人にあっては、当該統括事業に関する出資等の実績

［2・3　同上］

（法第五十五条第一項の指定会社の要件）

第三十三条　法第五十五条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　地域協議会を構成する法人であること。

二　指定（法第五十五条第一項に規定する指定をいう。次条から第三十六条までにおいて同じ。）に係る特定地域活性化事業（法第二条第三項に規定する特定地域活性化事業のうち、同項第二号に掲げるもので、市街化区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化区域をいう。）の区域又は同法第七条第一項に規定する区域区分に関する都市計画（同法第四条第一項に規定する都市計画をいう。）が定められていない同法第四条第二項に規定する都市計画区域内の同法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められている土地の区域内においてのみ行われるものに限る。以下この条から第三十六条までにおいて同じ。）を行うことについての適正かつ確実な計画（次号及び第三十五条第一項において「指定会社事業実施計画」という。）を有すると認められること。

三　指定会社事業実施計画が認定地域活性化総合特別区域計画に適合するものであること。

四　中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項各号に掲げる中小企業者に該当する会社であって、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定めるものであること。

イ　地域活性化総合特別区域計画の認定の日が最初の事業年度に属する会社　又は地域活性化総合特別区域計画の認定の日において最初の事業年度が開始していない会社　特定地域活性化事業の従事者の数が二人以上であり、かつ、当該従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が二分の一以上であること。